

支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）中間見直し【概要版】

1 はじめに

地域福祉とは？

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民、関係団体、行政等が連携して地域課題の解決に取り組み、地域の実情に応じた支え合いの地域社会を創ること。

支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）計画の基本理念

住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる

全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会を実現するため、地域住民や地域の多様な主体が分野を超え、世代を超え横断的につながり、地域の支え合いの力を高めるとともに、包括的な支援体制を構築します。

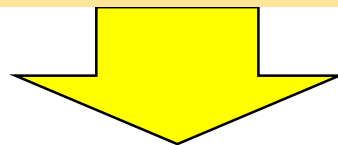
2 中間見直しのポイント

(1) 新たな課題

- 計画策定(令和3(2021)年度)後の地域福祉を取り巻く状況の変化(新型コロナウイルス感染症の収束等)に伴う新たな課題を解決するために見直しを実施

新たな課題の例

- ・ コロナ禍により打撃を受けた地域活動の再生、担い手の確保
- ・ 活動停滞期間の長期化による担い手のモチベーションの低下、地域活動実施のノウハウの断絶
- ・ 対面機会の減少に伴う地域福祉のニーズの把握の難化
- ・ 個々人の感染リスクに対する考え方の相違による地域活動実施に対する意識の相違 など



(2) 中間見直しの主な内容

地域の取組み

地域活動の状況や新たな課題を踏まえ、「具体的な取組み」及び「重点取組項目」を設定（※設定済みの区を除く。）

市の取組み

地域の新たな取組みを支える施策及び市全域の課題に対応した施策を掲載

地域共生社会の実現に向けた重層的・包括的支援体制の構築

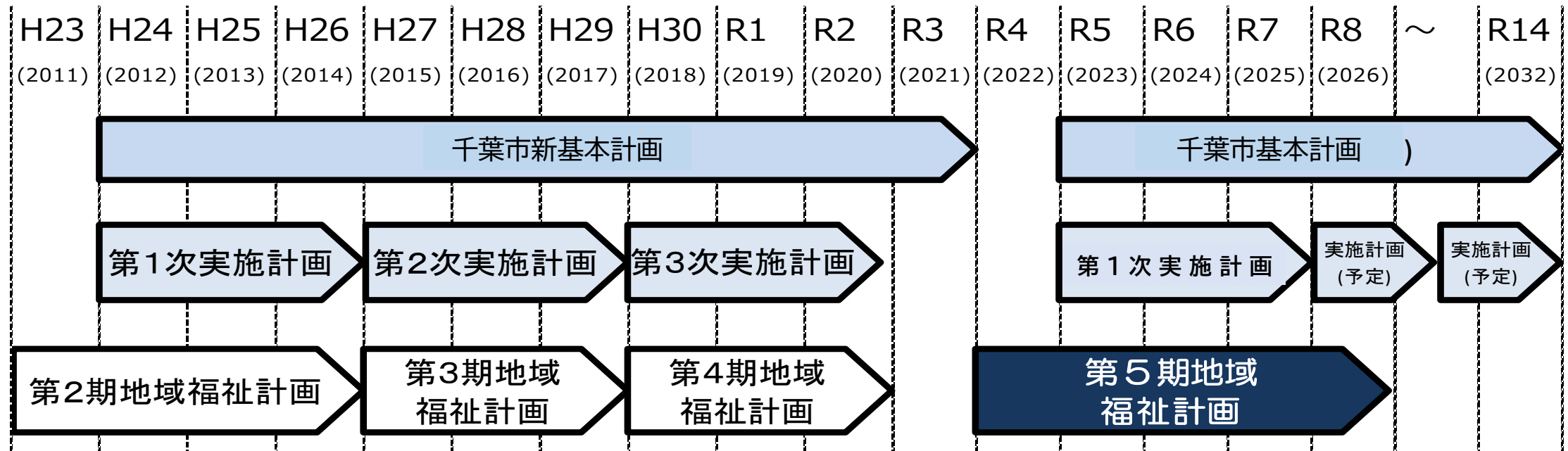
福祉まるごとサポートセンターで引き続き複雑な生活課題に対応するとともに、新たに、支援が届いていない人に支援を届ける取組みのほか、支援実績を踏まえ、地域の一員として役割を持って支え合いながら暮らせる環境を整える取組みを位置づけ、専門職による相談支援と地域の支え合いの両輪での支援体制構築を推進

3 中間見直しにあたって

(1) 中間見直しの趣旨

- 支え合いのまち千葉 推進計画は、「地域福祉計画（第5期）」と「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的なものとして、令和4(2022)年3月に策定。
- 本計画は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5か年計画となっており、計画中間年を目途に、必要に応じて見直しを行うこととしているため、新型コロナウイルス感染症の収束の状況等の地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、中間年度に当たる令和6(2024)年度に向けて計画の見直しを行う。

参考：計画期間の基本計画・実施計画との比較



(2) 新型コロナウイルス感染症の影響①

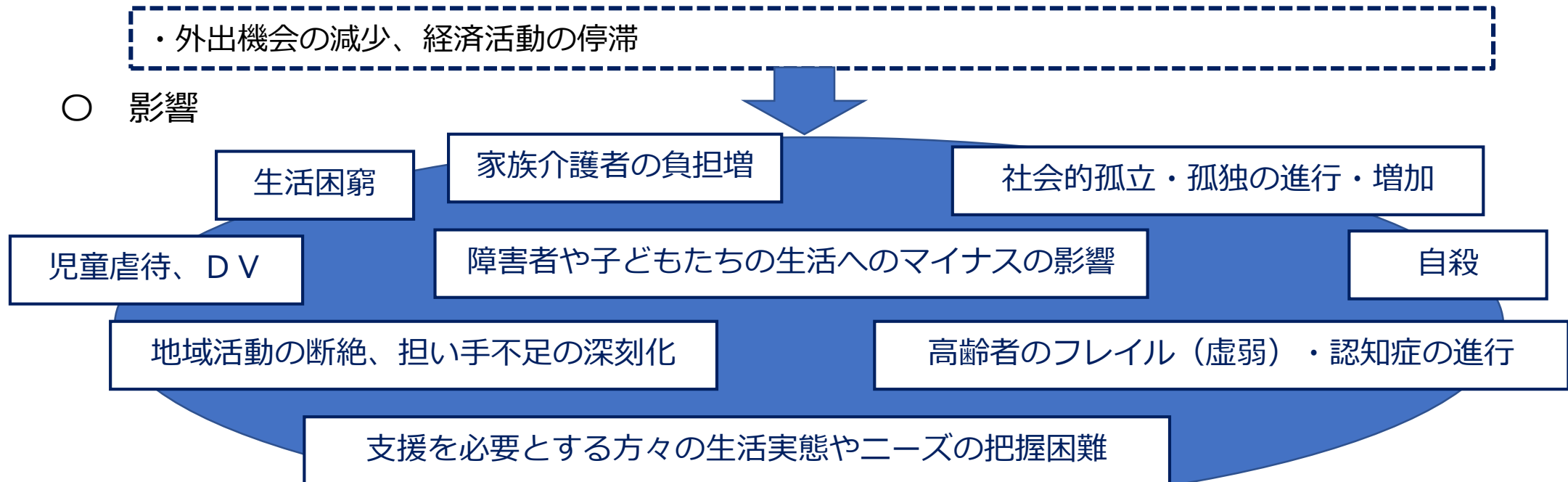
- 令和2(2020)年1月 国内で初めて新型コロナウイルス感染症による肺炎患者が確認される
- 令和2(2020)年
～令和3(2021)年 緊急事態宣言 : 3回
まん延防止等重点措置 : 2回
- 令和5(2023)年5月 新型コロナの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響②

- 新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために…

・外出機会の減少、経済活動の停滞

- 影響



- これからは…

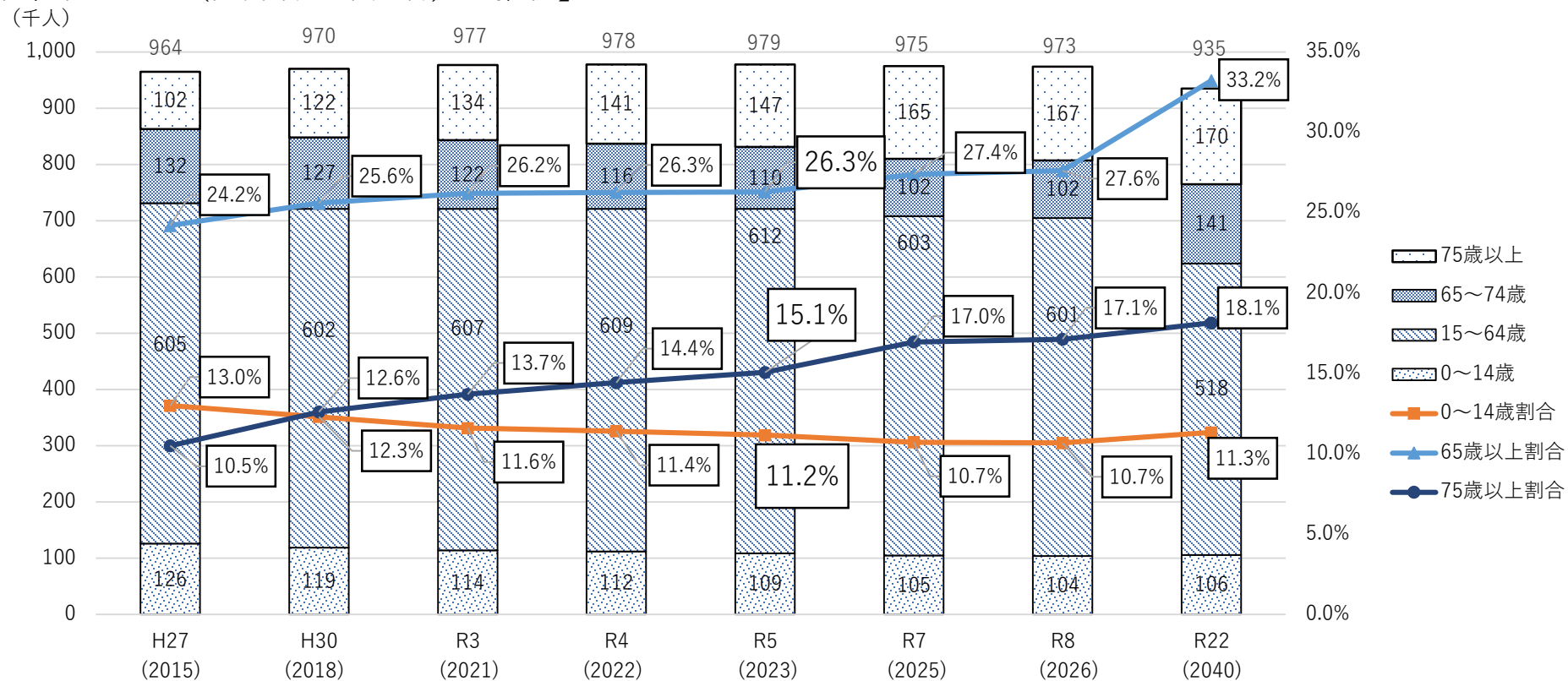
基本的な感染対策を講じつつ、地域の実情に合わせた住民同士の支え合いの仕組みを再生

4 地域福祉を取り巻く状況の変化

(1) 人口の推移

- 本市の総人口は、約97万9,000人(令和5(2023)年9月末時点の住民基本台帳人口)
- 65歳以上の高齢者人口の割合は、26.3%、15歳未満の年少人口の割合は、11.2%
- 今後も引き続き少子高齢化は進行する見通し

【千葉市の人口（高齢者・年少者）の推移】



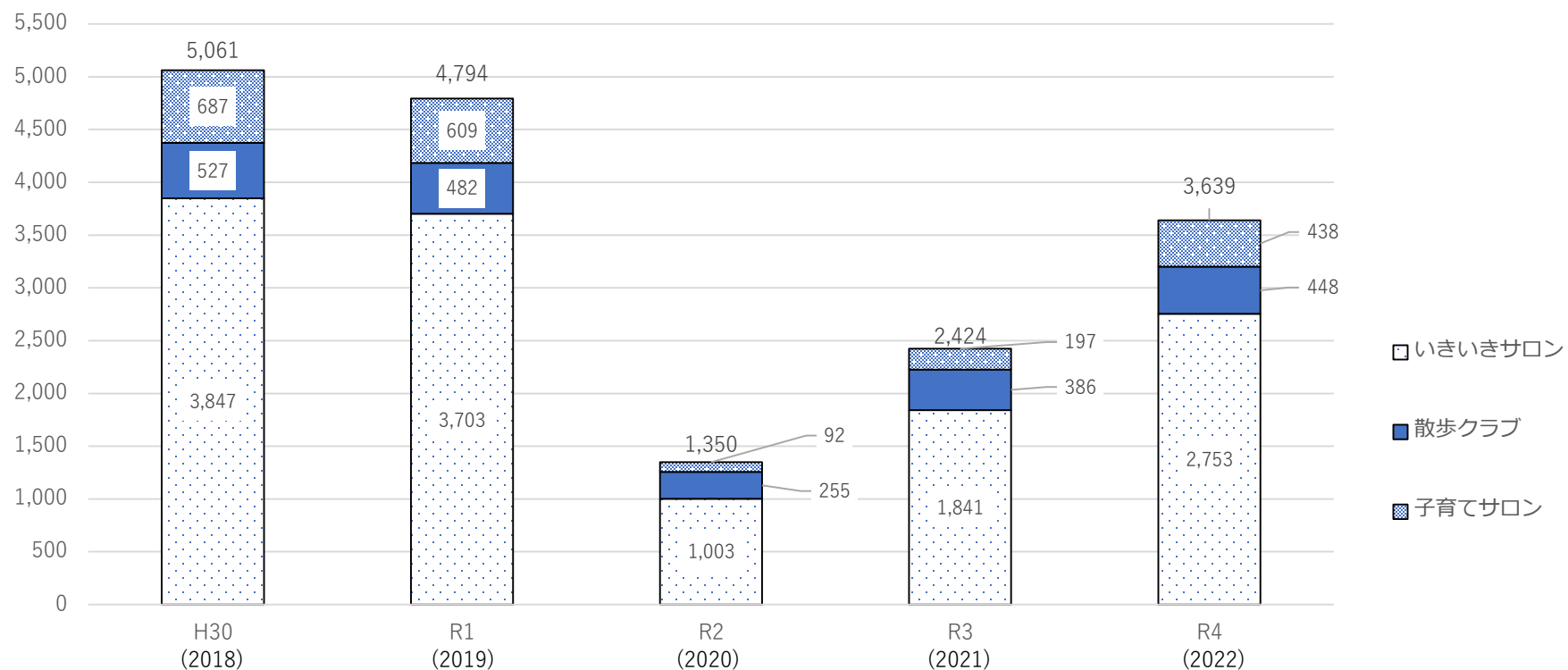
(2) 社会福祉協議会地区部会の活動状況

- 令和2(2020)年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受け大幅に減少したものの、回復傾向にある。

【千葉市社会福祉協議会地区部会のいきいきサロン・散歩クラブ・子育てサロンの実施回数の推移】

(回)

(出典) 千葉市社会福祉協議会

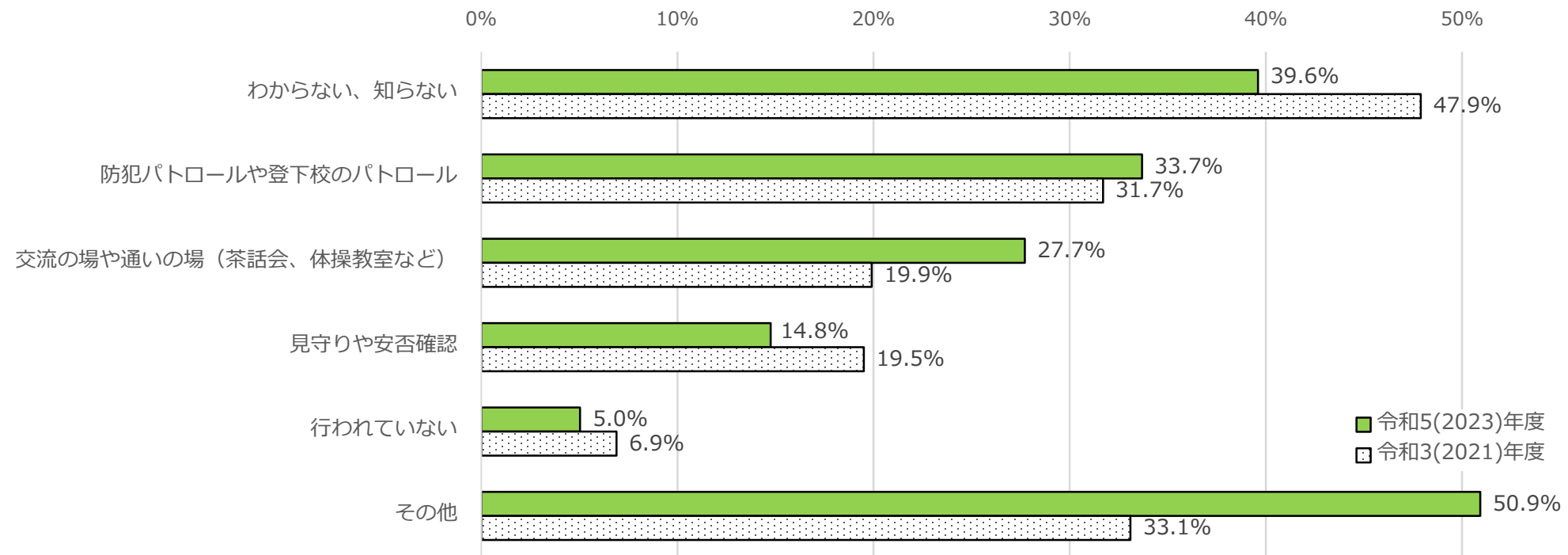


(3) 地域福祉活動の認知状況

※WEBアンケート令和5(2023)年度と3(2021)年度の比較

- 令和5(2023)年度アンケートにおいて、地域でどのような活動が行われているか「わからない」と答えた人は、令和3(2021)年度(47.9%)と比較すると8.3ポイント減少(39.6%)しており、地域福祉活動の認知状況は向上していると考えられる。

(設問) お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか(複数回答可)。



(4) 中間見直しの課題

<市全体の課題>

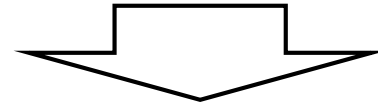
- ・ コロナ禍からの地域活動の回復と感染症対策の継続
- ・ 少子高齢化の進行に伴う要支援者の増加及び担い手の減少
- ・ 担い手及び活動拠点の確保
- ・ 生活課題の複雑化、分野をまたぐ複合的な課題を抱える相談の増加
- ・ コミュニティソーシャルワーク機能*の強化 など

*コミュニティソーシャルワーク機能とは？

- ・ 地域において、支援を必要とする人への個別支援の機能
- +
- ・ 地域全体に共通する課題を、地域住民等が解決する取組みを支援する機能

<地域の取組みにおける課題>

- ・ コロナ禍により打撃を受けた地域活動の再生、担い手の確保
- ・ 活動停滞期間の長期化による担い手のモチベーションの低下、地域活動実施のノウハウの断絶
- ・ 対面機会の減少に伴う地域福祉のニーズの把握の難化
- ・ 個々人の感染リスクに対する考え方の相違による地域活動実施に対する意識の相違
- ・ 地域団体間の連携
- ・ 地域活動への理解や関心の希薄化
- ・ 活動拠点の確保
- ・ 地域住民による支え合い機能の低下



- ・ 地域の多様な主体が分野、世代を越え、横断的につながり、地域の支え合いの力を高めていくことが必要
- ・ ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制の構築に向け、引き続き取組みを進めていくことが必要

5 地域の取組み（住民同士の支え合い）

（1）区支え合いのまち推進計画のポイント

- 新型コロナウイルスの感染拡大により地域活動が制限されていたことから、中間見直しまでに区支え合いのまち推進協議会で検討を行い策定することも可能としていた「取組内容」を策定。
- この「取組内容」のうち、地域住民等が地域の生活課題やニーズを踏まえたうえで計画期間内に注力して取り組む活動を考え、その地区部会エリアにおいて選定する「重点取組項目」も第4期計画に引き続き設定。
- 区の現状について、人口等のデータを掲載するとともに、地域活動の状況等から区の課題を抽出し、地域住民に周知されるよう、「基本目標」「基本方針（仕組み）」「取組内容一覧表」のシンプルな3本立ての構成により策定。

(2) 区支え合いのまち推進計画①



中央区

<基本目標>

みんなで作ろう、支え合い安心して暮らせる中央区

<7つの基本方針>

- ① 身近なコミュニティづくりの推進
- ② 交流の場と仲間づくり
- ③ 社会参加の推進
- ④ 地域の福祉力向上、担い手づくり
- ⑤ 相談体制、情報提供の場づくり
- ⑥ 福祉教育の推進
- ⑦ 人にやさしい生活環境づくり



稲毛区

<基本目標>

みんなで支え合い、安心して暮らせる稲毛(まち)をめざして

<3つの基本方針>

- ① みんなの様々な居場所と健康づくり
- ② 互いを知り、活かし、支え合い、助け合う、地域づくり
- ③ 災害などに備えた安全・安心なまちづくり



花見川区

<基本目標>

あなたが主役 みずから進んで参加しよう!

地域福祉の創造をめざして

<4つの基本方針>

- ① 心身の健康と交流の場づくり
- ② 支え合い、助け合いのできる地域社会づくり
- ③ 地域情報の発信と人材発掘・育成の仕組みづくり
- ④ 安全・安心なまちづくり



若葉区

<基本目標>

だれもがいきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区

<5つの仕組み>

- ① だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みづくり
- ② あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みづくり
- ③ 備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みづくり
- ④ 必要な情報が行き渡り、気軽に相談し合える仕組みづくり
- ⑤ 世代を超えて、ともに福祉に参加できる仕組みづくり

(3) 区支え合いのまち推進計画②



緑区

<基本目標>

地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、
住みよいまちづくりを推進する

<3つの基本方針>

- ① コミュニケーション
(学び・継承・交流・ふれあい・社会参加)
- ② 緊急時の支援と対応 (災害、防犯と防災、感染症)
- ③ 身近な生活支援と連携
(健康、見守り、介護・ボランティア)



美浜区

<基本目標>

みんなが主役！こころ豊かな美浜(まち)づくり

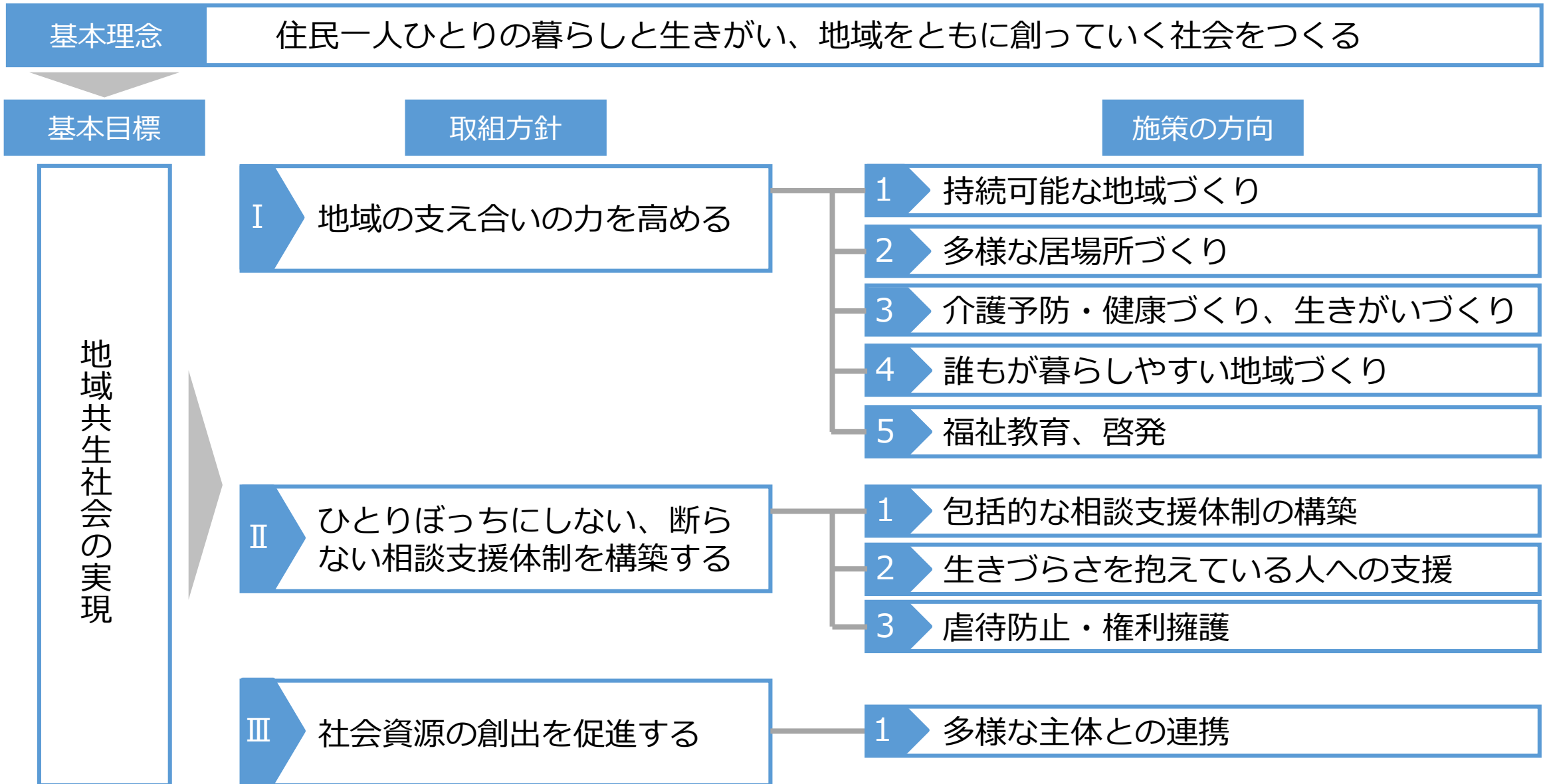
<3つの基本方針>

- ① 住民主体による協働のまちづくり
- ② 誰もが暮らしやすい環境づくり
- ③ 福祉を支える人づくり



6 市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み）

(1) 第5期計画の基本理念・基本目標・取組方針・施策の方向 ※現行計画から変更なし



(2) 施策の展開

取組方針 I 地域の支え合いの力を高める

施策の方向 1 持続可能な地域づくり

主要施策

- (2) 地域福祉活動におけるオンラインの活用支援
- (3) 地域づくりに向けた支援

主な取組み事業（新規掲載）

- 町内自治会のデジタル化推進
- 区役所を中心とした地域支援プラットフォームの構築
- 犬猫等に起因する地域課題解決に対する支援
- 重層的・包括的支援体制の構築（参加支援事業・地域づくり支援事業）

取組方針 I 地域の支え合いの力を高める

施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいづくり

主要施策 (1) 介護予防・健康づくり

主な取組み事業（新規掲載）

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（介護予防教育）

施策の方向4 誰もが暮らしやすい地域づくり

主要施策 (1) 生活支援サービスの拡充

主な取組み事業（新規掲載）

- グリーンスローモビリティの活用
- あなたが使える制度お知らせサービス

取組方針Ⅱ ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する

施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築

主要施策

- (1) 包括的な相談支援体制の構築
- (3) 地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充
- (4) 身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくりへの支援

主な取組み事業（新規掲載）

- 福祉まるごとサポートセンターの運営
- （仮称）こども発達相談室の開設
- 犬猫等に起因する地域課題解決に対する支援【再掲】
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（介護予防教育）【再掲】
- 重層的・包括的支援体制の構築（参加支援事業・地域づくり支援事業）【再掲】

取組方針Ⅱ ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する

施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援

主要施策 (1) 生活のしづらさを抱えている方々への対応

主な取組み事業（新規掲載）

- 障害者雇用の促進
- 重度障害者等就労支援
- 若年性認知症支援
- 重度強度行動障害支援
- 不登校児童生徒支援

施策の方向3 虐待防止・権利擁護

主要施策 (2) 権利擁護

主な取組み事業（新規掲載）

- 里親制度の推進

取組方針Ⅲ 社会資源の創出を促進する

施策の方向1 多様な主体との連携

主要施策

- (2) 企業、学校、NPOなど多様な主体との連携の促進
- (3) 新たなプラットフォームの形成

主な取組み事業（新規掲載）

- 公民共創の推進
- 重層的・包括的支援体制の構築（参加支援事業・地域づくり支援事業）【再掲】
- 区役所を中心とした地域支援プラットフォームの構築【再掲】

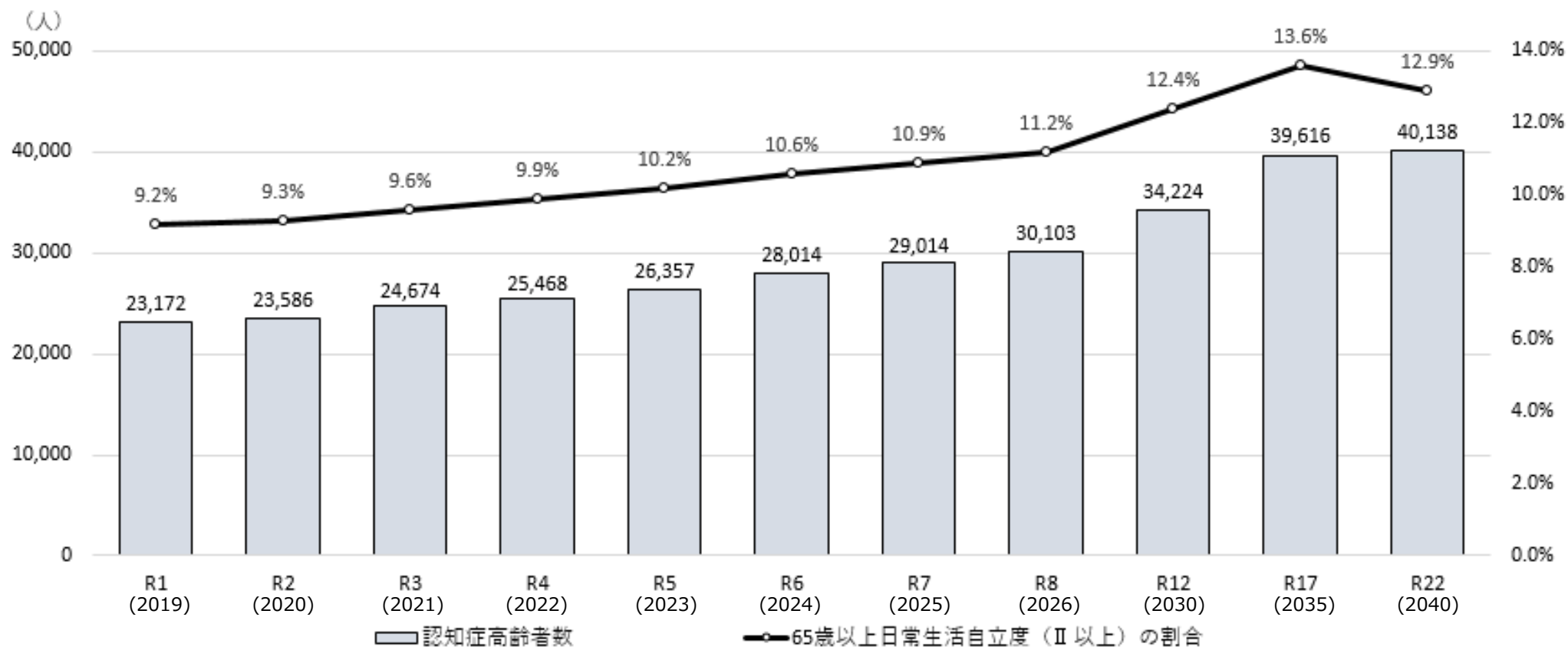
7 成年後見制度利用促進基本計画

(1) 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題

※令和3(2021)年以降のデータ更新

① 認知症高齢者数の推移

- 本市の認知症高齢者は、令和5(2023)年9月末現在で約2万6,000人。
- 認知症高齢者は、令和7(2025)年には約2万9,000人まで、令和22(2040)年には約4万人まで増加することが見込まれる。

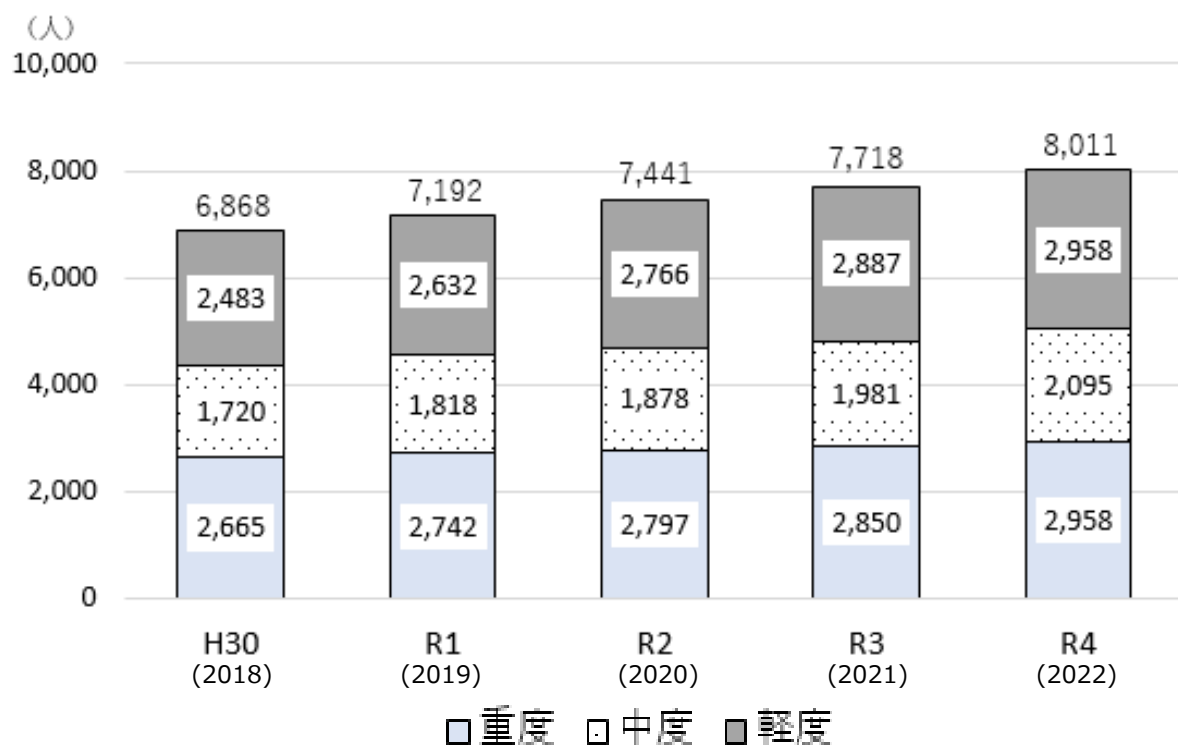


② 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

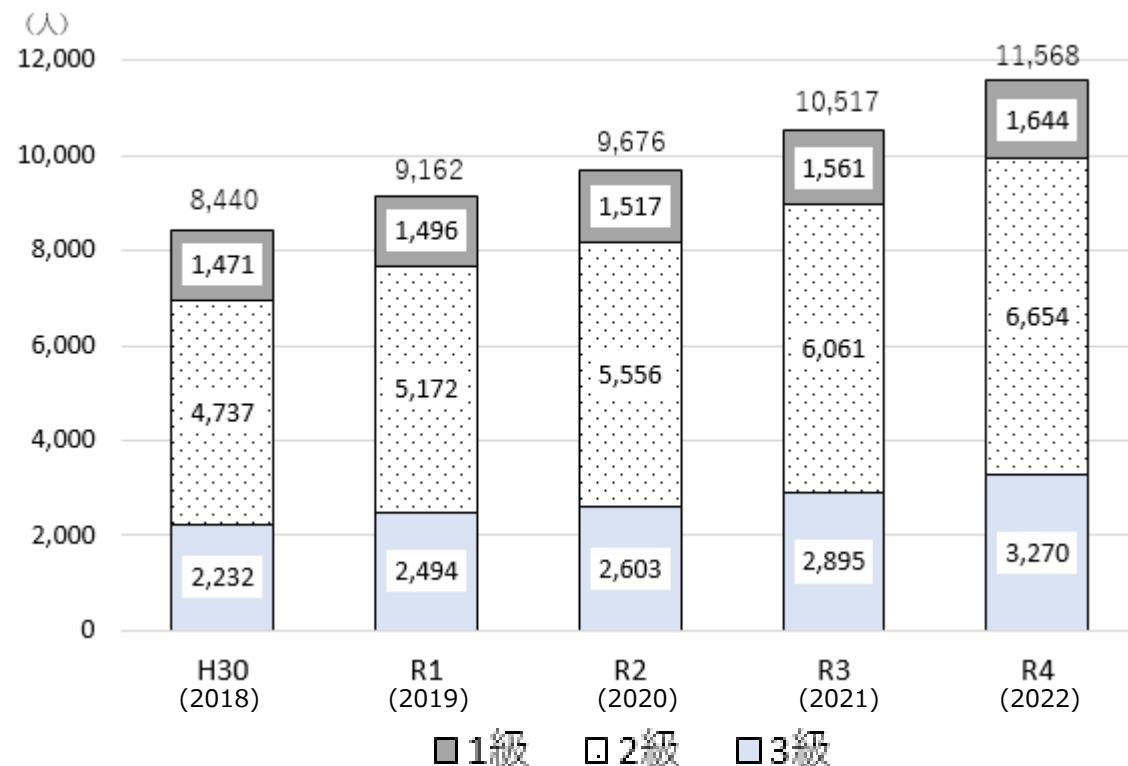
※令和3(2021)年以降のデータ更新

- 本市の療育手帳所持者は、令和5(2023)年3月末現在で約8,000人。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は約1万1,500人。
- 療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成30(2020)年以降増加している。

療育手帳所持者数の推移



精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

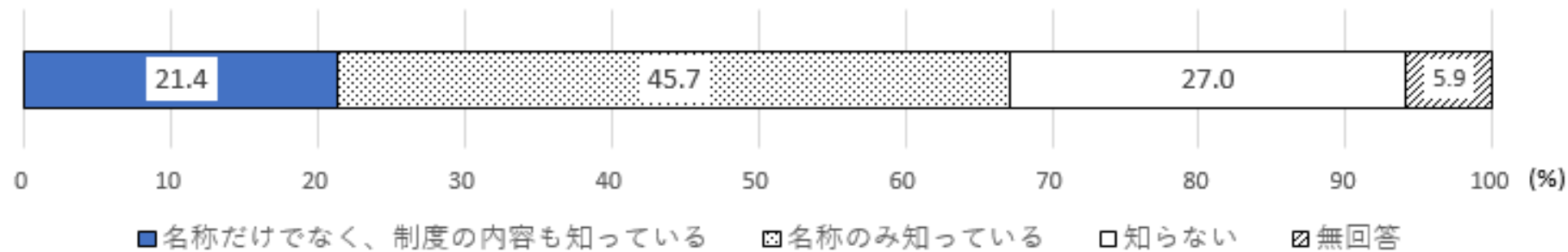


③ 成年後見制度の認知状況

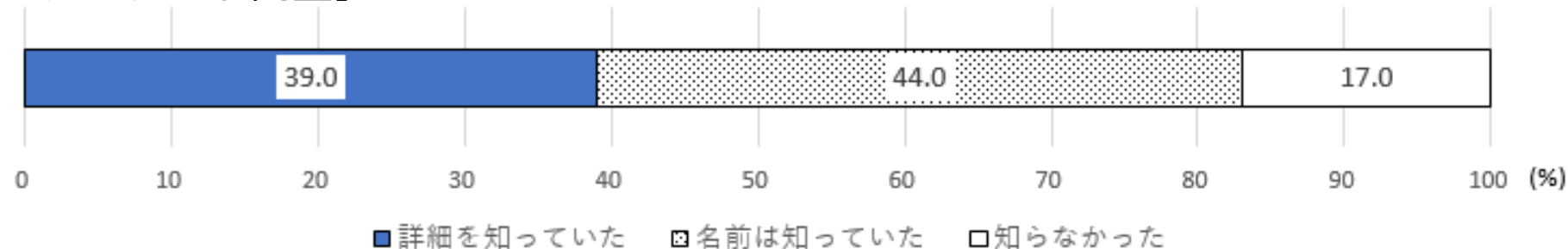
※最新調査結果に更新

- 令和4(2022)年10～11月に実施した『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査』では、制度について「名称のみ知っている」人の割合が45.7%で最も高く、次いで「知らない」が27.0%、「名称だけでなく、制度の内容も知っている」が21.4%の結果であった。
(調査対象：市内在住の一般高齢者及び要支援1・2の方 7,392人)
- また、令和5(2022)年7月に実施した『WEBアンケート調査』では、制度について「名前は知っていた」が44.0%、「詳細を知っていた」が39.0%、「知らなかった」が17.0%の結果であった。
(調査対象：市内在住・在勤・在学の方 1,737人)

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】



【WEBアンケート調査】



④ 課題

- 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、成年後見制度の利用を必要としている人に身近な人が気づき、適切な制度利用につながるよう、社会の成年後見制度への理解を広める必要がある。
- 高齢者及び障害者の相談窓口や権利擁護支援の相談窓口、行政等が連携し、迅速かつ適切に制度利用につなげる体制を整備する必要がある。
- 本人に身近な親族、福祉、保健、医療、地域住民等と後見人等が権利擁護支援チームとなって本人を見守ることで、本人の意思や状況に応じた適切な支援が行える体制を整備する必要がある。
- 国が策定する「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づく制度の見直し等の動向を注視し、市の取組状況を検証する必要がある。

(2) 計画の基本方針と施策の体系及び展開

※次ページ下線部一部修正

基本方針

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、権利擁護支援を必要とする人の尊厳と意思が尊重され、住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるまちの実現を目指す。

施策の体系

施策 1 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備

施策 2 成年後見制度の普及啓発

施策の展開

1 成年後見支援センター（中核機関）の設置・機能強化

2 地域連携ネットワークの構築

3 成年後見制度利用支援事業の実施

1 市民及び医療・保健・福祉関係機関、企業等への講習会の実施

2 パンフレット等による普及啓発

施策3 成年後見制度の利用に向けた支援の充実

- 1 相談支援機関と連携した権利擁護支援体制の整備
- 2 相談体制の充実及びスクリーニングの実施
- 3 成年後見に関する申立て支援
- 4 相談体制の充実及びスクリーニングの実施
- 5 成年後見に関する申立て支援

施策4 権利擁護支援チームによる適切な支援の実施

※下線部修正箇所

- 1 関係機関との連携による適切な支援の実施
- 2 関係機関が開催するケース会議等との連携

施策5 後見活動の担い手の養成・育成支援

- 1 市民後見人の養成・育成支援
- 2 後見活動の担い手の確保及び支援の実施
- 3 後見活動の担い手への研修の実施
- 4 親族後見人への支援